



質問

委任状と議決権行使書のみの総会開催は有効に成立しますか。

(相談概要)

総戸数9戸の管理組合で、決算期を迎え、理事長が通常総会の招集を行ったところ、委任状及び議決権行使書の提出が7名あり、あとの1名に出欠の確認を行いました。欠席との返答でした。このため、通常総会に現に出席する者は理事長のみとなり、実質的に委任状及び議決権行使書のみで決議することになります。この総会は有効に成立しますか。

なお、当マンションの規約は「マンション標準管理規約」に準じています。



回答

理事長のみが現に出席する総会ということは、実質会議の体をなしていないため、組合運営上、不適切な状態であると考えられます。ただ、規約に定める総会に係る事項に則っているのであれば、法令に抵触するものではありませんので、当該総会は有効に成立すると考えられます。また、この場合、当該総会に係る議事録署名人は理事長のみとなることもやむを得ないでしょう。適切な総会開催に向けて、まずは、理事長が各組合員に対して、より積極的に総会出席の要請を行うことが重要であると考えられます。これを以てしても、ほかに出席組合員が得られないということでしたら、組合運営業務の健全性をより明確化するため、規約(会計報告)に公認会計士や監査法人による外部監査を導入するという考え方もあると思います。

【参考事例】

管理組合関係 → **総会・理事会に関する事項** → **総会・理事会の招集、議長、議事進行**

総会出席者の人数が議事録署名人の規定に満たない場合、議事録への署名押印はどのようにしたらよいですか。(Q0112)

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。